

教育振興基本計画

令和5年6月16日

閣 議 決 定

この計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づき、国会に報告するものである。

(目次)

はじめに	1
I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望	2
(1) 教育の普遍的な使命	2
(2) 第3期計画期間中の成果と課題	3
(3) 社会の現状や変化への対応と今後の展望	5
(4) 教育政策に関する国内外の動向	7
II. 今後の教育政策に関する基本的な方針	8
(総括的な基本方針・コンセプト)	8
(1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成	8
(2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上	8
(5つの基本的な方針)	10
① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	11
② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	16
③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	19
④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	20
⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	23
III. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方	27
(1) 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方	27
(2) 教育投資の在り方	29
IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策	35
目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	36
目標2 豊かな心の育成	40
目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	44
目標4 グローバル社会における人材育成	47
目標5 イノベーションを担う人材育成	50
目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	53
目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	55
目標8 生涯学び、活躍できる環境整備	61
目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	64
目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	65

目標 1 1	教育 DX の推進・デジタル人材の育成	66
目標 1 2	指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化	69
目標 1 3	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保.....	73
目標 1 4	NP0・企業・地域団体等との連携・協働	75
目標 1 5	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保.....	76
目標 1 6	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	78

はじめに

- 我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えた。
- 我が国の教育制度は、この間、幾多の改革を経て現在の制度を形成してきた。今般の新たな教育振興基本計画の策定は、教育の発展に尽力してきた先人の努力に思いを致すとともに、未来に向けて教育の在り方を構想するにふさわしい節目の時期に行われるものと言えよう。本計画の策定に当たっては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とした。
- 第3期教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされた。少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society 5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。
- 本計画の策定に当たっては、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で教育政策の在り方について検討を行うとともに、初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れた。
- 本計画は、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している。政府としては、本計画に基づき、各省庁が連携して、今後の教育政策を着実に推進する。また、各地方公共団体においても、本計画の方針や施策を実効性のあるものとするために、政府の基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう期待したい。
- 我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて我が国の教育政策が展開されるよう教育関係各位による取組の推進を期待する。

I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

(1) 教育の普遍的な使命

- 明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えた。この間、各般の教育改革を経て、我が国の教育は国際的に高い水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してきた。
- 近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態をもたらし、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
- 同法第1条においては、教育の目的として「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されるとともに、第2条においては教育の目標として、①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと、②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと、⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、が規定されている。第4条においては、すべての国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける機会を与えられる「教育の機会均等」が規定されている。
- これら教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて必要な教育政策を着実に実行していかなければならない。

（２）第３期計画期間中の成果と課題

- 教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第１期、第２期、第３期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。
- 第１期教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）においては、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第２期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進した。
- 第３期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、第２期計画の理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めた。
- こうした取組の成果として、まず初等中等教育段階においては、PISA 等の国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備が飛躍的に進展した。また、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が図られた。また、インクルーシブ教育システムを推進するため、通級による指導に係る教員定数の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。
- 高等教育段階においては、グランドデザイン答申¹を踏まえ、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメント²や質保証システムの確立、高等教育機関の連携・統合のための体制整備、大学設置基準の改正等、学修者本位の教育への転換に向けた取組を推進した。
- さらには幼稚園等から大学等までの学校段階を通じた教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が行われた。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。また、質の高い教育研究環境の整備を推進するとともに、安全・安心の確保に向けて施設の長寿命化や耐震化などが一定程度進展した。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。また、学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的

¹ 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月中央教育審議会）

² 「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月中央教育審議会大学分科会）

な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。

- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。なお、不登校が家庭の貧困につながるなどの懸念も指摘されている。
- 学校における働き方改革については、その成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。
- 近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。
- 地域の教育力の低下や、地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される中で、地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっている。
- 社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育³、とりわけリスクリングの重要性が指摘されている。また、人生100年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要である。
- 大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるため、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。また、博士課程進学率が低い傾向⁴が続いており、博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備等による進学意欲の向上が求められる。さらに、社会人の受入れを一層推進していく必要がある。
- 学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備を継続的に行っていく必要がある。

³ リカレント教育とは、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（recurrent：循環）。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスクリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

⁴ 人文・社会科学系においては修士課程進学者も少ない。

（３）社会の現状や変化への対応と今後の展望

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字⁵を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの３回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第３期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機に対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。
- 2040 年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。
- 予測できる社会の変化としてはまず、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である 15～64 歳の人口は、2050 年には現在の 2／3 に減少すると推計されている。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要である。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められる。
- デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。特に生成 AI は人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されている。

⁵ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）。

- 経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構 (OECD) の「ラーニング・コンパス 2030 (学びの羅針盤 2030)」⁶では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来 (Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
- 成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。
- また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。
- 今後目指すべき未来社会像として、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画⁷において、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0 (超スマート社会)」が示されている。
- これら社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。
- こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものである。

⁶ OECD「ラーニング・コンパス 2030 (学びの羅針盤 2030)」(2019 年 5 月)(原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019)

⁷ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)

（４）教育政策に関する国内外の動向

- 第３期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申⁸、「令和の日本型学校教育」答申⁹、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第３次学校安全の推進に関する計画の策定」答申¹⁰、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申¹¹が示された。また、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会において、各政策分野の審議まとめ等が取りまとめられるとともに、文部科学省に設置された各種の有識者会議において教育政策に係る提言がなされた。
- また、教育未来創造会議第一次提言及び第二次提言¹²、総合科学技術・イノベーション会議の教育・人材育成に関する政策パッケージ¹³、経済産業省の未来人材ビジョン¹⁴など、関係省庁においても、教育政策に関する議論・提言が行われている。
- 国外では、経済協力開発機構（OECD）において、2030年の教育を見据えた「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」が示されるとともに、ユネスコでは「教育の未来」グローバルレポート¹⁵が取りまとめられている。

⁸ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月中央教育審議会）

⁹ 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）

¹⁰ 「第３次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」（令和4年2月中央教育審議会）

¹¹ 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月中央教育審議会）

¹² 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議決定）

¹³ 「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和4年6月総合科学技術・イノベーション会議）

¹⁴ 「未来人材ビジョン」（令和4年5月経済産業省）

¹⁵ UNESCO 教育の未来に係る国際委員会『「教育の未来」国際レポート』（2021年11月）（原文 UNESCO International Commission on the Futures of Education. Reimagining our futures together: a new social contract for education, UNESCO, 2021）

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

(総括的な基本方針・コンセプト)

- 上述の我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では 2040 年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

(1) 2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。
- こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。
- Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

(2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福

を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

- ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。
- すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。
- ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されており、これは個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）を重視する欧米的な文化的価値観に基づく側面がある。同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがあるが、我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している。このため、我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国の特徴や良さを生かすものとして国際的に発信していくことも重要である。
- 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。なお、協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調という考え方が重要であるとともに、物事を前向きに捉えていく姿勢も重要である。
- ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸

せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。
- さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。
- ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりがある一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。
- 第2期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第3期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

（5つの基本的な方針）

- 本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定める。
 - ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
 - ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 - ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 - ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
(社会の持続的な発展に向けて)

- 将来の予測が困難な VUCA と言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
- 少子化・人口減少が著しく進展する我が国がこれからも活力あふれる社会として持続していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸ばさせていくことが急務であり、以下に示す取組を進めていかなければならない。

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向)

- 我が国の子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されている。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要である。このことは OECD のラーニング・コンパスにおける生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視とも軌を一にする方向性である。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある。なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられる。
- あわせて、社会の持続的な発展のためには、その時代において将来を見通したときに求められる分野の人材を養成することが必要である。現在、デジタルやグリーン（脱炭素など）等がこれからの社会における価値創造にとって重要な分野であることが見通されており、こうした成長分野における人材養成へのシフトを機動的に行っていく必要がある。また、社会の課題が多様化・複雑化する中、個々の専門知のみによる課題解決が困難となるなど、文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成が求められており、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「総合知¹⁶」の創出

¹⁶ 多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと。（「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和4年3月17日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局））

の重要性が指摘されている。こうした観点から、発達の段階に応じて文理横断的・探究的な学習を推進するとともに、大学においては、これまで培われてきた専門知の深化や横断性・学際性の向上に加え、従来の学部等の組織の枠を超えた文理横断・文理融合教育を推進することが求められる。併せて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むことが必要である。

(主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証)

- 「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。
- 学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、高等教育や生涯学習・社会教育においても重要である。生涯の人格形成の基礎となる幼児教育や義務教育で培ってきた資質・能力や学習意欲を、後期中等教育、高等教育において損なわずに更に伸ばさせていくことができるよう、高等学校教育改革、大学入学者選抜の改善、大学等における課題解決型学習（PBL）等によるアクティブ・ラーニングの充実などに取り組む必要がある。その際、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や態度を育むという視点をもって、教育課程の編成・実施や質保証の取組を行うことが重要である。
- また、大学教育については、教育改善に積極的に取り組む大学と消極的な大学とに二極化しているという指摘や、改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表層的なものにとどまっており、授業科目レベルでの教育の改善にはつながっていないといった指摘がされている。こうしたことも踏まえ、全ての大学において、「3つの方針」に基づく体系的かつ組織的な大学教育の展開や、学生や社会の声も反映した大学教育の成果の点検・評価等による教学マネジメントの確立等といった内部質保証の充実が行われ、学修者本位の教育が実現されるよう、各大学の取組を促していくことが重要である。

(グローバル人材育成)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要がある。また、

グローバル競争が激化する中、世界の中で我が国が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材を育成していくことが求められる。

- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。
- また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。
- その際、グローバル化に対応した教育システムの国際標準や平準化が今後進められることが予測される中で、日本の教育の位置付けを検討していくことが求められる。

（持続可能な社会の創り手の育成に貢献する ESD（持続可能な開発のための教育）の推進）

- 持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献する ESD は、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。
- ESD の推進はグローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

（多様な才能・能力を生かす教育）

- 近年、海外において多様な才能を有する人物のアイデアにより非連続なイノベーションが創出され、企業価値や行政機能が高められた事例が注目されている。他方、我が国においては、これまで学校教育において一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸ばしていくのかという議論が十分行われてこなかった。子供たち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題である。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、

同質ではなく異質なものの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

（地域・産学官連携、職業教育）

- 地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められる。
- 社会経済の発展をけん引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少すると推計されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。
- そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高等学校等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）¹⁷をあらゆる学校段階で推進していくことや、機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。
- 学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。
- 大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

¹⁷ 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

（マルチステージの人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

- 人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとするのが重要である。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、国や地方公共団体等は個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要がある。

- 生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。さらに、公開講座や文化・スポーツ活動など、大学が有する地域における学びの拠点としての機能も重要である。
- また、生涯学習の推進に当たっては、ICT の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

（リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

- 我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアップデートできる高度専門人材を育成していくというリスクリング的な視点も重要である。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育

機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出すことが求められる。また、就職・転職といった自らの意思による労働移動も含む選択肢の増加や、それに伴う社会経済的地位の向上が図られることも重要である。そのためには、学修歴や学修成果の可視化、学位と資格等との関係性の可視化、学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が必要である。

- その際、産学官で具体的な対応策に向けた対話・連携を図ることが不可欠である。産業界が Society 5.0 において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

- 一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。
- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子供の心身の健康には多様な課題が生じている。さらに、特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり、医療的ケア児や病気療養中の子供に対する支援も重要である。性的マイノリティに係る児童生徒等へのきめ細かな対応も必要である。特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。
- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした

子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

- また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取ったDE&I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方も重視されてきている。
- 加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられるようにすることが重要である。
- こうした方向性は初等中等教育以降の教育段階においても重要であり、例えば大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある人々への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。
- 一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障害の有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、国内外において外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供が交流・協働する体験活動やキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要である。
- これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壌として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。そのためには、子供のみならず大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となる必要がある。加えて、これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要である。
- こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められる。また、組織や集団における多様性の尊重は、イノベーション創出にもつながる重要な考え方である。

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

- 「令和の日本型学校教育」答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子供の状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを推進していくことも重要である。高等教育においては、グランドデザイン答申をはじめとする累次の答申・審議まとめ等において、多様な価値観を持つ多様な人材が集まるキャンパスにおいて、一人一人の学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供していく方向性が示されている。こうした目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならない。
- その際、第3期計画期間中に飛躍的に整備された ICT 環境を効果的に活用していく必要がある。GIGA スクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。ICTを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。
- 児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものである。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められる。また、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが求められる。
- コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。
- あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進す

るとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。
- 地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。
- このため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成とともに、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

（公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充）

- デジタル田園都市国家構想基本方針¹⁸においてデジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者な

¹⁸ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）

ど、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

- また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。
- 社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

（生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進）

- 生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生 100 年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものである。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きい。
- また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

（DX に至る 3 段階）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース活用、Web3.0 等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野において ICT を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である。
- デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の 3 段階があると言われている。第 1 段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。

第2段階のデジタルライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材を組み合わせている現状から、デジタル教材のリコメンドを参考に教材の最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第3段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

- 教育 DX を推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要がある。
- GIGA スクール構想による1人1台端末の実現をはじめ、第3期計画期間中に全国の小中高等学校等における ICT 環境整備は飛躍的に進展した。これにより第1段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国全ての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが求められる。その際、デジタル技術とデータを活用して知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す将来的な第3段階の構想について、ICT 活用やデータ利活用のイメージを教育行政や教師をはじめとする教育関係者が共有した上で取組を進めるとともに、第3段階に相当する先進事例の創出に取り組むことが重要である。イメージは、利活用の場面（教育や学習のリソースとしてのデジタルの活用、教育データの利活用など）の分類・整理をした上で示すとともに、そこに至るまでにクリアすべきハードル・時間軸を整理していくことが有用である。また、DX 時代の到来に備えて、制度設計を見直していく検討も求められる。
- DX の推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要である。教育 DX を進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成こそが目指されるべきである。

（各学校段階における教育 DX の推進）

- 初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT 環境整備の更なる充実が求められる。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務 DX を通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要がある。
- 高等教育においては、コロナ禍において世界的に遠隔・オンライン教育が進展し、高等教育の新たな可能性を開くものとなった。面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。また、

社会の DX を支える DX 人材の養成も重要である。

- 生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。
- これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。その際、地域や学校間の格差拡大につながらないように、十分な支援が必要である。
- また、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要である。
- さらに、子供の貧困や虐待、いじめなどの困難の中には実態が見えにくく、子供に支援が届きにくいという課題がある中で、関係機関とも連携して学校の福祉的役割¹⁹をより発揮していくためには、自治体においてデータを連携させることで子供の SOS を把握し、プッシュ型支援につなげていくことが重要である。
- 生成 AI については、教育現場での利用により効果をもたらす可能性と生じうるリスクを踏まえて対応することが必要である。
- データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いとデータの活用のバランスが問題となる。今後、DX の推進により更に充実した指導や支援が提供されていくことに鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めるべきである。その際、保護者等に対するデータ利活用のメリットや技術的な安全性等についての説明を行うことにより理解を得ていくことが求められる。
- DX の推進のプロセスにおいては、国や地方公共団体の各レイヤーでルールや標準化を進めるとともに、個々の学校においてその権限に基づき業務フローの改善を行うという、両輪で推進していくという視点も重要である。

（デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性）

- 学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められる。また、リアル（対面）による授業や課外活動の役割も教育において不可欠である。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要である。

¹⁹ 子供たちが人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えることであり、困難を抱える子供を、学校を通じて福祉的・医療的支援につなげることも含まれる。

これらの最適な組合せは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要がある。

- 例えば、大学においては、遠隔・オンライン教育のメリットとして、自分のペースで学修できることや自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないこと、友人と授業が受けられないこと、身体的疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔・オンライン教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。
- 小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面において ICT を活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組合せの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要である。さらに、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられる。
- 一方、コロナ禍においては、子供たちのリアルな体験機会が大きく減少しており、地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要である。
- これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められる。

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（教育政策推進の実効性の確保）

- 基本的な方針の①～④までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT 環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

（経済的状况によらず学びの機会を確保するための支援）

- 子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支

援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言やこども未来戦略方針²⁰、経済財政運営と改革の基本方針 2023²¹の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

(指導体制・ICT 環境等の整備)

- 我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の仕事時間は国際的に見て長くなっていることに加え、教師不足の問題が顕在化している。本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化・複雑化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、令和 4 年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援²²を一体的に進める必要がある。
- 加えて、ICT 環境の充実計画の実効性の確保のために不可欠である。1 人 1 台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の DX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師の ICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。
- さらに、学校教育の成否を左右する教師について、その質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える仕組みを構築する必要がある。
- これらの取組を推進していくためには、地方教育行政の充実を図ることが必要であり、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と首長部局の連携等を推進することが求められる。
- 大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RA の活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

²⁰ 「こども未来戦略方針」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)

²¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)

²² 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

(NPO・企業等多様な担い手との連携・協働)

- 「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外のような機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。
- その際、地域によっては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点やICTの活用を組み合わせることも重要である。また、学校と学校外の多様な担い手をつなぐコーディネーターの役割も重要となる。
- また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るための取組を引き続き推進する必要がある。
- こうした取組の推進に向けて、文部科学省と関係省庁との連携も必要である。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)

- 目指すべき新しい時代の姿として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応しデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
- また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

(私立学校の振興)

- 建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の振興は重要であることから、私学助成の性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化することが重要である。また、寄附金収入等の多元的な資金調達のための環境整備や、各学校法人が、自ら経営状況を的確に分析し、早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施するなど、私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することが重要である。

（児童生徒等の安全確保）

- 「第3次学校安全の推進に関する計画」²³に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

（こども政策との連携）

- 令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。子供の健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携²⁴を図りながら取り組む必要がある。

（各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ）

- 計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやパブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

²³ 「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）

²⁴ 例えば、こども家庭庁における、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定、第三者性の確保や重大事態への対応改善などのいじめの防止対策の体制強化、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みづくりなどとの連携。

Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

(1) 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- 教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。
- 特に、教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであって、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえた教育活動が行われている。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。
- また、他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性がある。こうしたことにも留意しつつも、エビデンスを踏まえた取組により国民の理解が得られるよう、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。その際、定量調査のみならず、定性調査を含めて調査手法を検討し、把握・分析を行っていくことが重要である。
- データなどの調査結果に基づき、教育現場や行政機関、子供、学生、保護者、学習者、研究者、大学等の高等教育機関など多様な関係者が対話を行い、政策や実践の改善につなげていくという視点も重要である。また、これからの社会を見通した教育の在り方や教育政策、実践などについての研究を深化させていくことも重要である。

(教育政策の PDCA サイクルの推進)

- 各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のある PDCA サイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。
- その際、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上と併せて、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等を行ったりしながら、取り組んでいくことが重要である。

（教育政策の企画・立案段階）

- 教育政策の企画・立案段階においては、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。このためには、いわゆるロジックモデルの活用も有効である。過去の取組のフォローアップや政府統計を含む多様なデータとその分析、教育現場との連携等を通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案を行うとともに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、客観的な根拠を把握し生かす仕組みを組み込んでおくことが重要である。
- 同時に、不確実性が高く変化の激しい時代においては、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応することが求められており、政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行うことができる仕組みを立案段階で組み込むことが必要である²⁵。

（教育政策の実施段階）

- 客観的な根拠を重視した施策を展開するため、以下のような観点を重視する必要がある。
 - ・各施策の進捗状況に関する毎年のフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施する。
 - ・客観的な根拠を重視した施策展開を具現化するため、教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も含め、現場感覚を持つ的確に状況を把握し、そこから得られた問題意識や政策ニーズを適切に反映させた企画立案等を行うことのできる行政職員を育成する²⁶。
 - ・収集したデータや分析結果を学校現場に分かりやすくフィードバックし、教育関係者が教育活動の改善に生かせるよう活用を推進する。
 - ・国と地方公共団体とで、多角的な分析に基づいて、企画・立案などを行った先進事例等に関する意見交換や情報交換を進め、客観的な根拠を重視した施策を推進する。

（教育政策の評価・改善段階）

- 政策の評価段階においては、指標の活用等により、各目標の進捗状況を検証、評価する。後述の目標 16 も踏まえつつ教育振興基本計画のフォローアップを実施す

²⁵ 「行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言（令和 4 年 5 月 31 日）」等において、PDCA サイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることが追求すること、経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ＆エラーで精度を向上する視点等の重要性等が指摘されている。

²⁶ 育成に必要な資質・能力としては、客観的な根拠（調査、統計、資料）の収集、加工等の方法、政策立案・検証の方法、多様な分析の視点となる学術的な知識を想定している。育成に当たっては、国等が行う講習会や、放送大学を活用するとともに、地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等も重視する必要がある。

るとともに、政策評価との整合性を持って実施するよう連携を進めることが重要である。

- 政策の評価に当たっては、関連の深い複数目標間で達成状況を比較したり、相関関係を分析したりするなど、目標横断的な視点からの分析にも留意する必要がある。
- 政策の評価・分析にとどまらず、必要に応じて政策運用の改善や政策手段の入替えを行う等、より効果的・効率的な施策の実施へと改善を図ることが重要である。その際、過去の事例にとらわれず、柔軟に見直しを行うことが重要である。さらには、次期の教育振興基本計画につなげることで、不断の検証改善サイクルの確立を図ることが必要である。
- 政策の評価に当たっては、同種の評価や調査等が重複し、施策担当や教育現場の負担が過度に生じることのないようにすることが重要である。また、調査内容の見直しを含め、適切なデータ収集に努めることが必要である。

（客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成）

- 客観的な根拠を重視した政策の推進を図るためには、そのための基盤形成が重要である。このため、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、教育政策に関する EBPM²⁷を推進するための環境整備を進めるとともに、国立教育政策研究所において客観的な根拠に基づく政策に資する研究を行う体制整備を進める必要がある。
- 総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくりのため、多様な分野の研究者との連携を強化しつつ、国による調査の内容・方法の抜本的改善²⁸等に取り組む²⁹とともに、オープンデータを推進することが必要である。
- 児童生徒 1 人 1 台端末環境の実現が進む中で、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた対話、政策の評価・改善等を行う³⁰等、教育データの利活用を促進するための方策について検討を進める必要がある。

（２）教育投資の在り方

（「未来への投資」としての教育投資の意義）

- 教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、ウェルビーイングを実現するものであ

²⁷ 証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、EBPM の取組強化を図ることとしている。

²⁸ 第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づく文部科学省で実施する統計調査の改善を図る。

²⁹ インタビューや文献による調査、縦断調査や経年調査等について、外部機関の活用も含め、教育現場の負担にも配慮しながら、調査に応じた適切な方法を検討して実施するなど、調査内容・方法を抜本的に改善することが必要である。

³⁰ その際、全体の状況や傾向等を把握することを目的とし、具体的な個人等を特定できるような情報は用いない。

ると同時に、教育の成果は、単に個人に帰属するのみならず広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものである。

- 教育・人材育成を通じた「人への投資」は成長への源泉であり、国や企業による教育機関や個人への投資は、それを受ける立場に立てば分配の意味を持つ。デジタル化の一層の進展など社会が大きく変革する中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」にほかならない。人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を図る必要がある。
- すなわち、教育投資は個人及び社会の発展の礎となる「未来への投資」であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。
- その際、教育投資がもたらす効果には、経済的な効果のみならず、新たな価値の創造や未来への志向性、共生社会の実現、地域コミュニティの形成といった社会の持続・発展に不可欠でありつつも必ずしも数値化できない重要な効果もあることに留意が必要である³¹。また、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることにも留意が必要である。
- 特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努めることなどにより、寄附文化を醸成する必要がある。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

（第3期計画までの教育投資の状況）

- 第3期計画期間においては、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度の創設等により、教育費負担の大幅な軽減が図られた。また、GIGA スクール構想による1人1台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実、博士後期課程学生に対する経済支援の拡充、学校施設の耐震化

³¹ ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的效果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

の推進など、年々財政状況が厳しくなる中であっても必要な財源を確保し取組を進めてきた。こうした教育投資の成果として前述の第3期計画期間中の成果と課題に示した国際学力調査における高い学力水準の維持や進学率の向上、教育環境の整備が図られてきている。

- 教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均が 4.4%であるのに対して我が国は 3.0%（いずれも令和元（2019）年度）となっている³²。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均 10,161 ドルであるのに対して我が国は 8,944 ドル（いずれも令和元（2019）年度）となっている³³。また、租税負担率（対 NI（国民所得）比）は、OECD 諸国の平均 35.4%であるのに対して、我が国は 25.8%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模や GDP の規模など様々な要素を勘案する必要があり³⁴、単純に判断することはできないが、政府においては、現下の様々

³² 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

³³ 教育機関に対する支出の数値である。

³⁴ <公財政教育支出の GDP 比（令和元（2019）年度）>

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）

・就学前～高等教育段階	日本：3.2%	OECD 平均：4.9%
・就学前教育段階	日本：0.1%	OECD 平均：0.5%
・初等中等教育段階	日本：2.4%	OECD 平均：3.2%
・高等教育段階	日本：0.6%	OECD 平均：1.2%

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、就学前教育段階は OECD.Stat、就学前～高等教育段階は文部科学省による試算。

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<在学者一人当たり公財政教育支出（令和元（2019）年度）（GDP 購買力平価による米ドル換算）>
（奨学金等の個人補助を含まない）

・初等～高等教育段階	日本：8,944 ドル	OECD 平均：10,161 ドル
・初等中等教育段階	日本：9,683 ドル	OECD 平均：9,848 ドル
・高等教育段階	日本：6,364 ドル	OECD 平均：12,235 ドル

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<在学者一人当たり公財政教育支出対国民 1 人当たり GDP 比（令和元（2019）年）>
（奨学金等の個人補助を含まない）

・初等～高等教育段階	日本：21.1%	OECD 平均：21.4%
------------	----------	---------------

（出典）「Education at a Glance 2022」より算出。

<学校教育費等の公私負担割合（令和元（2019）年度）>

・就学前教育段階	日本：公費 66%	私費 34%	OECD 平均：公費 83%	私費 17%
・初等教育段階	日本：公費 99%	私費 1%	OECD 平均：公費 92%	私費 8%
・前期中等教育段階	日本：公費 94%	私費 6%	OECD 平均：公費 91%	私費 9%
・後期中等教育段階	日本：公費 82%	私費 18%	OECD 平均：公費 87%	私費 13%
・高等教育段階	日本：公費 33%	私費 67%	OECD 平均：公費 66%	私費 31%

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、初等・前期中等・後期中等教育段階は OECD.Stat

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

な教育課題に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

(本計画期間における教育投資の方向性)

① 教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- 第3期計画期間までに実施されてきた、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を引き続き着実に実施する。さらに、高等教育段階においては、給付型奨学金と授業料減免について、令和6年度から、多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、さらに、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。また、大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入³⁵に向けた更なる検討を進める。

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- 人生100年時代やSociety 5.0の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、幼児教育、義務教育、後期中等教育までの初等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、質の高い学びを行うことができる環境を整備することが必要である。このため、特に、以下のよう
な点について、教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

<総人口に占める在学者の割合（令和元（2019）年度）>

（初等～高等教育段階、文部科学省による試算）

・日本：13.5% OECD平均：20.3%

（出典）OECD.Stat

<生産年齢人口（15～64歳）に対する高齢人口（65歳以上）の割合（2020年、2040年）>

・2020年 日本：0.48 先進国：0.30

・2040年 日本：0.65 先進国：0.42

（出典）「世界の統計 2022」（総務省統計局）より算出

<国民負担率・租税負担率（対NI（国民所得）比）の状況（令和元（2019）年度）>

・国民負担率 日本：44.4% OECD36か国平均：49.7%

・租税負担率 日本：25.8% OECD36か国平均：35.4%

（出典）日本：「国民経済計算」（内閣府）等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」（OECD）

※OECDは一部のデータが2015年、2017年。

³⁵ 在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。（経済財政運営と改革の基本方針2022より抜粋）

- 初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の着実な実施や教員研修の高度化の推進、GIGA スクール構想について端末活用の推進や自治体間格差の解消に向けた取組を推進する。特に、教師は教育の根幹であり、教職の魅力向上を通じて優秀な人材を確保し、教師がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現する必要がある。また、ICT 環境の充実や地域の実情に応じた部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を含む学校と地域との連携・協働を図る。

令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。また、校務DXの推進に向けた環境整備等を進める。

公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、これらの施策を通じて、そのための取組を推進する。

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現することが重要である。このため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を推進する。
- 高等教育段階においては、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進める。国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める。また、デジタル、グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。

さらに、世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法³⁶に基づき、10兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。

加えて、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの多様化に関する取組を更に促した上で、優秀な博士課程学生に対して支援を図る。

- 人生100年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が職業生活をはじめとした人生の様々な場面において、個人の目標達成や困難の解消のほか、社会的な課題の解決などにつながる学習を行っていけるよう、大学等におけるリカレント教育推進のための体制整備をはじめ、多様なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育の実現に向けた環境整備を行う。
- 大学キャンパスは、高度で先進的な人材を育成するとともに、イノベーション・

³⁶ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

産業振興のハブとなるなど、大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、教育研究活動とその活動の場となる施設整備が一体となった共創拠点を展開できるよう、長寿命化・脱炭素化等の施設整備を計画的・重点的に進める。

- 以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述の教育の姿の実現に向けて、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

(国民の理解醸成及び寄附等の促進)

- 教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方について更に検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である。寄附税制上の優遇措置の活用やクラウドファンディングの取組、寄附者や企業とのコミュニケーション、各自治体における学校や教育支援のための寄附募集の取組など、様々な手法を駆使し、教育活動に対する理解を得つつ、寄附の増加や民間資金の更なる活用を推進していくことが求められる。
- また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

(考え方)

- IIで示した基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。
- このため、本計画においては、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標を示す。これらの目標は独立したものではなく、相互に関連し合っており、基本的な方針との関係も複層的なものである。各目標及び基本施策の推進に当たっては、計画全体を俯瞰した上で、関連する他の目標及び基本施策との関係に留意しつつ進めることが重要である。
- 国の教育振興基本計画は、教育活動の多くが地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流や民間教育事業者との連携による優れた事例の横展開、地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。
- なお、本計画に示す指標については、以下のことに留意が必要である。
 - ・「今後5年間の教育政策の目標」の状態を表す指標として、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を示すことが必要かつ適切であるものについて、指標として設定したこと。指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
 - ・各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。
 - ・本計画の期間中においても、より適切な指標の在り方について不断に検討し、計画期間中であつても指標の見直しを行う柔軟な取扱いも可能とすること。

- さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育大綱の策定に当たり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することが定められている。地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、総合教育会議も活用しつつ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータも含めた分析による現状把握等により、PDCA サイクルを構築することが期待される。

（目標、基本施策及び指標）

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ・「令和の日本型学校教育」答申で示された個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について、中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会等において検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な取組を進める。

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

- ・新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図る。
- ・将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進める。

○幼児教育の質の向上

- ・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

○高等学校教育改革

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や探究・STEAM 教育、先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。また、オンラインを活用した学校間の共同授業の実施、学校間の単位互換や学校内外の多様な学びの連携を推進するとともに、高等学校と関係機関等との連携協力体制の構築を担う人材（コーディネーター）の配置や育成を推進する。あわせて、生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組み、高等学校教育の質保証を行う。

○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・本体調査の毎年度、悉皆での実施や、経年変化分析調査、保護者に対する調査の継続的な実施を通じ、データ貸与の取組も促進しながら、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図る。また、CBT の特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実による EBPM の更なる推進を図るため、全国学力・学習状況調査の CBT 化を進める。

○大学入学者選抜改革

- ・学力の3要素の効果的な確認や、多面的・総合的な評価を行うため、高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を着実に進めることとし、大学入学者選抜においては、「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を通じ、引き続き入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。

○学修者本位の教育の推進

- ・「教学マネジメント指針」の考え方を踏まえ、大学が自ら定める「3つの方針」に

基づく学修目標の具体化、及びそれを達成する「学位プログラム」の編成・実施、並びに学修成果の把握・可視化、情報公表等を促し、内部質保証の取組を推進する。あわせて、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習（PBL）等の教育方法の工夫や、授業科目の精選・統合等による密度の濃い主体的な学修を目指す取組も促す。これらを通じて、主体的・自律的な学修者としての学生が成長を実感できるよう、各大学における「学修者本位の教育」の実現を推進する。

- ・各高等教育機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、e-ラーニング等の活用、地域でのプラットフォームの形成、大学等連携推進法人制度の活用など、他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。
- ・社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるため、大学生の学修成果や大学全体の教育成果等に関する大学による情報公表を促進する。

○文理横断・文理融合教育の推進

- ・文理横断・学修の幅を広げる教育プログラムを構築・実施する大学等の取組を支援するとともに、その成果等の情報発信を通じて取組の普及・展開を図る。また、高校における早期の文系・理系のコース分けからの脱却等に向けて、高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育を推進する。
- ・大学間連携や地域社会のリソースを結集したプラットフォーム形成を通じて、課題解決を含む文理横断型の教育プログラムを構築し、地域の高度化やイノベーション創出を担う人材を育成する大学等の取組を支援する。

○キャリア教育・職業教育の充実

- ・幼児教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。また、特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及を推進する。
- ・高等教育段階においては、産業界等と連携し、適正なインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。
- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図る。具体的には必要な制度改正並びに認定要件の明確

化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を行っていく。

- ・大学等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを認定する「職業実践力育成プログラム」の活用を促進するとともに、大学等による組織的・継続的なリカレント教育の実施に向けた支援を行う。

○学校段階間・学校と社会の接続の推進

- ・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組むとともに、中学校と高等学校との接続についても、各地方公共団体等における特色ある取組の情報収集・発信等を通じ、その推進を図る。また、学びの継続と発展・高度化という視点から、高大接続改革の着実な推進を図る。
- ・専修学校と業界団体との連携を更に進め、社会が求める即戦力人材を育成するとともに、中学校と高等専修学校及び高等学校と専門学校の接続を効果的に行うための取組を推進する。

【指標】

- ・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD の PISA において、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSS においては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。
- ・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合の増加（小6：国語・算数、中3：国語・数学）
- ・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（小6：国語・算数、中3：国語・数学）
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合の増加
- ・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加
- ・幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）の改善
- ・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加

- ・高等学校にコーディネーターを配置する都道府県・指定都市の増加
- ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加
- ・高校生の授業外学習時間の充実
- ・大学生の授業外学修時間の充実
- ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加
- ・主専攻・副専攻制を導入する大学の割合の増加
- ・4 学期制を採用する大学の割合の増加
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加
- ・教育研究活動等の改善等の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合の増加
- ・職業実践専門課程の認定校数の増加
- ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数の増加

目標 2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

○子供の権利利益の擁護

- ・児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む。

○主観的ウェルビーイングの向上

- ・日本社会に根差したウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、道徳教育や特別活動（清掃や学校給食を含む）、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図る。

○道徳教育の推進

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者

と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

○発達支持的生徒指導の推進

- ・新たに改訂した生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和5年4月に設置されたこども家庭庁など関係府省との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- ・令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。
- ・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。
- ・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進

する。

- ・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

○児童生徒の自殺対策の推進

- ・我が国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によれば、近年、全体としては低下傾向にあるものの、児童生徒の自殺者数は増えており、令和4年の自殺者数は514名と過去最多と大変憂慮すべき状況になっており、児童生徒が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。こども家庭庁が、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、関係省庁の知見を結集して、令和5年6月2日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめた。この強化プラン等に基づき、すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知し、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、1人1台端末を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるため、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指すなど児童生徒の自殺予防に向けた取組を推進する。加えて、こどもの自殺に関する警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う。また、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図り、その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す。

○生命（いのち）の安全教育の推進

- ・性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進する。

○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実

に取り組む。

○読書活動の充実

- ・子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。

○伝統や文化等に関する教育の推進

- ・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美徳やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。
- ・宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

○青少年の健全育成

- ・青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。また保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を講じる。

○文化芸術による子供の豊かな心の育成

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

【指標】

- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善
- ・児童生徒の人口 10 万人当たりの自殺者数の減少
- ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
- ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
- ・人が困っているときは進んで助けたいと考える児童生徒の割合の増加
- ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加
- ・子供の不読率（1 か月に 1 冊も本を読まなかった子供の割合）の減少
- ・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加
- ・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加
- ・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

【基本施策】

○学校保健、学校給食・食育の充実

- ・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図る。
- ・学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上

を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による学校保健の推進を図る。さらに、関係府省が連携し、学校・教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

- ・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の資質能力向上を図るとともに、学校給食の実施率向上や、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促す。

○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

- ・社会全体で子供たちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する。
- ・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

- ・子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。また、総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する。

○アスリートの発掘・育成支援

- ・より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援する。

○体育・スポーツ施設の整備充実

- ・地域において誰もがスポーツを行いやすくするため、地域のスポーツ施設の整備を促進する。あわせて、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを促進するため、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進する。

○スポーツ実施者の安全・安心の確保

- ・スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスメント等を行わず、アスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。
- ・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を整備する。
- ・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進する。

○スポーツを通じた健康増進

- ・第3期スポーツ基本計画³⁷に基づき、性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。

○スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興

- ・東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図る。

【指標】

- ・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少
- ・卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合の増加
- ・成人・障害者のスポーツ実施率の向上

³⁷ 「第3期スポーツ基本計画」（令和4年3月25日文部科学大臣決定）

目標4 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【基本施策】

○日本人学生・生徒の海外留学の推進

- ・グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への機運を醸成する取組を推進する。また、留学する生徒・学生の安全が確保されるよう啓発を図る。
- ・我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。
- ・若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進し、日本の未来を創るグローバル・リーダーを輩出するための日本人生徒・学生の海外留学の経済的負担を軽減するための取組や、産業界、地方公共団体等による既存の留学支援の取組の可視化・情報発信する取組、本制度による留学経験者のコミュニティを社会とつなげ、社会にインパクトを生み出す取組を行い、留学機運の醸成を図る。

○外国人留学生の受入れの推進

- ・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。
- ・専修学校への外国人生徒の受入れを加速化するとともに、卒業後の定着に係る在留資格等の制度改善を図り、地域経済を中心に活躍する高度人材の育成・輩出を図る。
- ・高等専修学校への留学生受入れの要件については、高等学校と同等の取扱いとし、

留学生の受入れを推進する。

○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

- ・将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う高等学校を支援する。
- ・高等教育の国際通用性を高め、世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤を整備するため、外国人教員・留学生の受入れ環境整備や日本人学生のグローバル対応力強化など徹底した国際化に取り組む大学の改革の促進、海外大学との大学間協定に基づく交流の拡大、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーのプログラム構築の促進、オンラインの効果的な活用を含む国際交流・研究ネットワークの構築・拡大、質の保証を伴う持続可能な国際連携・海外への拠点展開・キャンパスの多様性促進等に取り組む大学等や、国際化に取り組む高等専門学校等への重点的な支援を行う。
- ・グローバル化に対応した素養・能力を育み、国際的に通用する大学入学資格を取得できる国際バカロレアについて、教育効果や好事例の波及を通じて、高校での導入に係る支援、及び国内外の優れた人材や多様性の確保のための大学における活用促進等に戦略的に取り組む。

○外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施など ICT の一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。
- ・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCA サイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
- ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

○国際教育協力と日本型教育の海外展開

- ・知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度などに対しては、引き続き諸外国から高い関心が示されている。関係府省・機関や在外教育施設などの教育機関

等と連携して、例えば要望の多い理数系教育など、現地のニーズを分析するとともに、日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供、民間事業者等による活動への支援などを通じ、引き続き日本型教育の海外展開に取り組む。本事業を通じて各国との関係強化と相互理解の促進を図るとともに、水平的で双方向的な学びの機会と捉え、我が国の教育の国際化にも資する取組を推進する。

○在外教育施設における教育の振興

- ・在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、「グローバル人材の原石」である海外で学ぶ在留邦人の子供への教育の機会を確保する観点から、所在国の実態に即した教育資源の活用や、ICT 等を活用した国内外の教育機関等との交流といった、在外教育施設ならではの特色ある学びを提供する日本人学校をはじめとした在外教育施設の魅力を高め、多様な子供のニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。また、在外教育施設における教育経験の国内の学校への還元や、在外教育施設との継続的な交流等を促進し、派遣教師の帰国後の活躍を推進する。

○芸術家等の文化芸術の担い手の育成

- ・少子高齢化が進行する中、中長期的に我が国文化芸術の担い手の確保、育成を図るため、若手のアーティスト等の活動を支援する。また、国内外で活躍するアーティスト等の育成のため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する現代舞台芸術の実演家等に対する研修や、我が国の若手芸術家等が海外で実践的な研修に従事する新進芸術家海外研修制度の推進を図る。伝統芸能の伝承者を養成・確保するため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する伝統芸能伝承者養成事業の推進を図る。併せて「文化財の匠プロジェクト」を推進し、文化財の修理技術者等の養成・確保を図る。

【指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階で CEFR の B1 レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3

割以上)

- ・ 2033 年までに、日本人高校生の海外留学生数について、12 万人を目指す
- ・ 2033 年までに、日本の高校への外国人留学生数について、2 万人を目指す
- ・ 2033 年までに、日本人学生等の海外留学生数について、単位や学位の取得を目指す
中長期留学者を中心に増加させながら、38 万人を目指す。このうち、長期留学者については 15 万人を目指す
- ・ 2033 年までに、日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数 38 万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職率（国内進学者を除く）6 割を目指す
- ・ 海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加
- ・ 海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加

目標 5 インノベーションを担う人材育成

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、インノベーションを担う人材を育成する。

【基本施策】

○探究・STEAM 教育の充実

- ・ 学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実を図る。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めとした高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。
- ・ 生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援するとともに、その成果の普及を図る。
- ・ 探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用した STEAM 機能強化や地域展開等を推進する。

○大学院教育改革

- ・ 「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 中央教育審議会大学分科会）等に基づき、「3 つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産

業界等とも連携しつつ推進する。

- ・高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、様々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等との連携した教育プログラムの構築を推進する。

○若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大を図るなど、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する。あわせて、URA等の高度な専門職人材に関する取組や、出産・育児等のライフイベントと研究を両立するためのサポート体制等の充実を進め、大学等における研究環境を整備する。

○高等専門学校の高度化

- ・Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。

○大学・専門学校等における専門人材育成

- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の活用促進を図るとともに、必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を図る。（目標1の再掲）
- ・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。
- ・医師の働き方改革や医療DXに向けて、医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。特に、地域医療、感染症、がん医療など社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人材の養成に取り組む。

○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進

- ・高等教育機関において、デジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。また文理を問わず、地域資源や科学技術等を活用した社会課題解決に向けた教育を進める。
- ・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学や企業等と連携しながら、生徒や保護者、教員を対象とした女性研究者等のロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援する。
- ・大学における女子学生・女性教員の在籍・登用状況等の情報公開の促進や、理工系等の分野における女子を対象とする大学入学者選抜の促進を図るほか、理工農系の分野に進学する女子学生への修学支援の取組等を進める。

○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

- ・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会や、国際科学コンテストなど国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。
- ・大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において海外大学等と連携し、科学技術等の活用も含めた実践的なアントレプレナーシップ教育を行うとともに、これまでの成果を全国の大学に展開する。また、各学校段階での、児童生徒の発達段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進に加え、全国の小中高生等へアントレプレナーシップ教育を拡大させるため、拠点都市を中心に、産業界・自治体等と連携した社会課題解決も題材とした教育プログラム等の提供を支援し、将来的には全国の希望する小中高生がアントレプレナーシップ教育を受けられるような環境の醸成を目指す。

○大学の共創拠点化

- ・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーとともに、共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進するため、成長分野への対応、グローバル化への対応等の視点も生かしつつ、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。

【指標】

- ・学部入学者数に対する修士入学者数の割合の増加
- ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合の増加
- ・生活費相当額（年間 180 万円以上）を受給する博士後期課程学生数の増加
- ・博士課程修了者の就職率の増加
- ・博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加
- ・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加
- ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加（5 割程度まで引き上げることを目指し、今後 5～10 年程度の期間に集中的に取組を推進）
- ・大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加
- ・全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加
- ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加（再掲）
- ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加（再掲）

目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度などを養う。

【基本施策】

○子供の意見表明

- ・子供たちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知するとともに、子供の主体性を育む取組を進める。

○主権者教育の推進

- ・平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導

の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ・我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、ESD の目的である「持続可能な社会の創り手」を育む。
- ・ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）をつなぐ重層的なネットワークを強化する。

○男女共同参画の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し男女共同参画を推進する意識を醸成する。

○消費者教育の推進

- ・国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに消費者教育教材の活用を促す。大学等においては、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。また、これらの取組を推進するに当たっては、消費生活センターなどの専門機関と連携を促すことが重要である。

○環境教育の推進

- ・持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。
- ・脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

³⁸や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進する。
あわせて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図る。

○災害復興教育の推進

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進する。
- ・福島イノベーション・コースト構想に掲げられた人材の裾野を広げるための取組を支援する。
- ・東日本大震災の伝承施設等と連携し、遠足・修学旅行等の機会も通じて、震災の記憶と教訓を継承する取組を推進する。

【指標】

- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

【基本施策】

○特別支援教育の推進

- ・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- ・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、

³⁸ 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物。

本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、自校通級や巡回指導の促進など通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。

- ・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。
- ・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。
- ・障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。

○不登校児童生徒への支援の推進

- ・令和3年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の約30万人となっており、その中でも特に、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち90日以上欠席している者が約4.6万人に上っている。不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要である。このことを踏まえ、令和5年3月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等に基づき、①多様な学びの場の確保、②1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど不登校対策を推進する。

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。また、校内教育支援セン

ター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援や NPO・フリースクール等との連携等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、1 人 1 台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。また、不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、保護者の会等に関する情報提供を通じて保護者への支援を行う。

- ・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。
- ・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。
- ・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。

○ヤングケアラーの支援

- ・教育委員会等にヤングケアラーの概念について周知し、早期発見に向けた取組を推進する。学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制を充実させる。

○子供の貧困対策

- ・全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を図る。あわせて、教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカー等の配置促進、学習指導員等による支援、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動を推進する。

○高校中退者等に対する支援

- ・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐため、生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

- ・在留邦人の子供の教育の機会確保に重要な役割を担う在外教育施設において、国内同等の学びを保障し、在外教育施設ならではの教育が推進されるよう、着実な教師派遣と教育環境の改善を支援する。派遣教師について、外国人児童生徒等教育や国際理解教育の担い手として活躍できるよう、日本語指導や異文化理解への専門性を高める。
- ・外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

- ・特異な才能のある児童生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす。そのため、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組む。

○大学等における学生支援

- ・障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、入試や単位認定等の試験及び授業等における個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制

の充実を図るとともに、大学間の連携や大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）との連携等を通じて、各大学等における障害のある学生の修学・就職支援を促進する。

○夜間中学の設置・充実

- ・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法³⁹等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

- ・中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援や、通信制課程の質の確保・向上に関する取組を着実に実施するとともに、全日制課程も含めた各課程の在り方から検討し、その検討の結果も踏まえながら、更なる質の確保・向上・多様性への対応を図るための施策に取り組む。

○高等専修学校における教育の推進

- ・高等専修学校は、高等学校とは異なる柔軟性の高い制度特性を生かして、後期中等教育において、様々な背景を持つ生徒に対する多様な学びの場を提供している重要な教育機関であることを踏まえ、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られること等の情報発信等を行い、多様な生徒を受け入れる役割をより一層果たせるよう社会的な認知度の向上を図る。

○日本語教育の充実

- ・日本国内に在留する外国人等に対し、生活のために必要な日本語等を習得できるオンラインの活用も含めた環境の整備を目的とした、地域における日本語教育の総合的な体制づくりの支援等を行う。また、日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度を設ける日本語教育

³⁹ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

機関認定法⁴⁰を円滑に施行するとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育の内容・方法などの標準化を図る。

○教育相談体制の整備

- ・様々な課題を抱える児童生徒に対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実の観点から、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進やオンラインカウンセリングの促進を図るとともに、支援を要する児童生徒の早期発見・支援のための ICT の活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進する。また、SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

○障害者の生涯学習の推進

- ・誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。その際、これらの取組の企画や運営に当事者の参画を得るなど、当事者中心の生涯学習の視点となるよう配慮する。さらに、障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を図る。
- ・放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など従来の学習支援に加えて、社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域住民の生涯学習を支える取組の推進を図る。

○障害者の文化芸術活動の推進

- ・共生社会の実現に向けて、障害者による文化芸術活動の推進・普及、障害者の芸術作品の展示等の推進、支援人材の養成、関係者のネットワークづくり等により、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組む。また、小・中学校・特別支援学校等において、実演芸術の公演や障害のある芸術家の派遣により、子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

⁴⁰ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

【指標】

- ・ 幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
- ・ 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・ 小・中・高等学校等に採用後、おおむね 10 年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加
- ・ 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- ・ 不登校特例校の設置数の増加（5 年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
- ・ 夜間中学の設置数の増加（5 年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
- ・ 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加
- ・ 学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合の増加
- ・ 在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の増加

目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備

人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

【基本施策】

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

- ・ 成長分野をはじめとして、大学等において産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実が図られるよう、学内の体制整備を含めた教育プログラムの開発・実施へ向けた支援を行うとともに、「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の活用を促進する。
- ・ 大学等における継続的なリカレント教育の実施に向け、各地の地域連携プラットフォームを活用したり、その議論を踏まえたりしながら、地方公共団体や大学コンソーシアム等において産業界や地域の人材ニーズの把握や広報・周知等を効果的・効率的に行えるよう、産学官金の連携体制（リカレント教育プラットフォーム）の構

築等を支援し、成果の全国展開を図る。

- ・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院について、リカレント教育の充実を図るための取組を推進する。

○働きながら学べる環境整備

- ・社会人が受講しやすい工夫（週末や夜間の開講、オンライン授業等）等がなされている「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の推進・周知により、社会人が学びやすい環境整備を図る。
- ・企業等においても、例えば就業時間を柔軟化するなどの配慮を行うことにより、従業員がリカレント教育を受けやすい環境を整備することが望まれる。
- ・放送大学においてオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムを含むインターネット配信公開講座の拡充等を行う。また、放送大学がそのノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、社会全体の生涯学習の推進を図る。

○リカレント教育のための経済支援・情報提供

- ・「職業実践力育成プログラム」、「キャリア形成促進プログラム」及び「職業実践専門課程」における教育訓練給付金との連携を進める。
- ・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。

○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。
- ・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

○女性活躍に向けたリカレント教育の推進

- ・女性教育関係団体、大学及び研究者、地方公共団体等の行政機関、企業、民間団体

等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを支援するモデルの構築を図る。

○高齢者の生涯学習の推進

- ・高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組や社会教育施設における高齢者等のデジタルデバイドの解消を図る取組など、各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

○リカレント教育の成果の適切な評価・活用

- ・大学等が産業界等と連携して行う在職者のリスキリングに資するプログラムの開発・実施を支援し、学び直しの成果を活用したキャリアアップを促進する。
- ・企業等における個人の学び直しの適切な評価や活用の促進を図るため、リカレント教育の効果に関する調査研究を実施し、その結果を周知する。
- ・学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用 に資する取組を進める。

○学習履歴の可視化の促進

- ・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。
- ・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」におけるマイページ機能の拡充や周知及び厚生労働省が実施している「マイジョブ・カード」との連携を実施し、個人の大学等における学習歴の可視化を促進する。

○生涯を通じた文化芸術活動の推進

- ・年齢や障害の有無、住んでいる地域等にかかわらず、全ての国民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、統括団体や地方公共団体等による文化芸術活動の積極的な展開を支援するとともに、国立文化施設をはじめとする全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進する。

【指標】

- ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- ・この1年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、

- 「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、
「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における
活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加
- ・この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加
- ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

○家庭教育支援の充実

- ・子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

- ・子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

【指標】

- ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加
- ・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加
- ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加

- ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
- ・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

目標１０ 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

【基本施策】

○社会教育施設の機能強化

- ・社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図る。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。

○社会教育人材の養成・活躍機会拡充

- ・多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを担うことができるよう、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。また、社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPOや企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化等を促進する。
- ・社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図る。

○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

- ・地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

【指標】

- ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
 - ①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
 - ②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- ・社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加

目標 1 1 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

教育において ICT の活用が「日常化」するよう、初等中等教育段階では、基本的方針で示したとおり、当面 DX の第 3 段階を見据えながら、第 1 段階から第 2 段階への移行を着実に進めるとともに、第 3 段階に相当する先進事例の創出、高等教育におけるデジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組む。

【基本施策】

○ 1 人 1 台端末の活用

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、EdTech も含む、1 人 1 台端末を用いた効果的な実践例の創出・横展開、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、ICT 支援員の配置の充実など、ICT の活用の日常化に向けて国策として GIGA スクール構想を強力に推進する。
- ・対面指導の重要性や、児童生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進する。

○ 児童生徒の情報活用能力の育成

- ・学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTech をはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

○ 教師の指導力向上

- ・情報活用能力育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプロ

グラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。

- ・高等学校教科「情報」の授業の質の向上を図るため、高い専門性を有した外部人材の活用や、教員の指導力向上に向けた取組を行う。

○校務 DX の推進

- ・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。
- ・各学校におけるマイナンバーカードの活用に関し、有効活用方策に関するガイドブックの作成・周知などを行い、希望する学校等における活用が実現されるようにする。

○教育データの標準化

- ・教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められている。更なる取組の加速とともに、地方公共団体や学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図る。また、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進する。

○基盤的ツールの開発・活用

- ・全国の学校等で問題等の相互利活用や共通の知見の共有を図るため、全国的・公共的な基盤的ツールの整備を進める。現在、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）」の活用が進んでおり、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進する。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査結果の自動集約が可能となる「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」で基本的な実施する。

○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

- ・教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や

学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待される。このため、各学校で共通で必要となるデータセットや、分析のフォーマットの策定等の方策を強力に進めていくとともに、学校等において教職員や児童生徒が教育データを利活用するための支援を行う。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備する。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AI といった先端技術の利活用を促進する。

○デジタル人材育成の推進（高等教育）

- ・高等教育段階においては、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムや教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開させるためのコンソーシアム活動等への支援や、各大学等で実施する優れた教育プログラムを国が認定する制度を通じ、文理を問わず数理・データサイエンス・AI を自らの専門分野へ応用する基礎力を持った人材の育成を推進する。

○教育環境のデジタル化の促進（高等教育）

- ・高等教育段階においては、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を収集・展開し、遠隔教育の質向上を図るとともに、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育を促進する。
- ・放送大学における同時双方向 Web 授業や IBT、ハイフレックス型講義の導入など新たなデジタル技術の活用による生涯を通じた学習機会の提供の推進を図る。
- ・大学 DX の取組として、デジタル技術やマイナンバーカードの活用等により、大学の管理運営業務全般での電子化の取組を進める。

○社会教育分野のデジタル活用推進

- ・デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、デジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。

【指標】

- ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査の能力値）の向上
- ・教師の ICT 活用指導力（授業に ICT を活用して指導する能力、児童生徒の ICT 活用を指導する能力）の改善
- ・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機

器の活用頻度の増加

- ・児童生徒同士がやりとりする場面での ICT 機器の活用頻度の増加
- ・ICT を活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加
- ・ICT 機器を活用した授業頻度の増加
- ・全国の運営支援センターのカバー率の増加（令和 6 年度までの目標値：100%）
- ・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける 1 学年当たりの受講対象学生数の増加

目標 1 2 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める。また、ICT の活用、支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備し、教職の魅力向上、教師のウェルビーイングの向上を目指す。高等教育段階においては、学長のリーダーシップと責任の下、教育研究の質向上に向けた基盤の強化等を行う。

【基本施策】

（初等中等教育段階）

○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

- ・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、令和 4 年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実⁴¹、教師の育成支援を一体的に進める。
- ・令和 2 年に策定された教師の勤務時間の上限⁴²等を定める指針⁴³の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等⁴⁴を推進する。
- ・また、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校 DX の推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。
- ・我が国の未来を拓く子供たちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を

⁴¹ 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

⁴² 月 45 時間以内等

⁴³ 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）

⁴⁴ 働き方改革の取組状況の見える化、校務 DX 化による業務効率化を含む。

有する専門職である教職の特殊性や人材確保法⁴⁵の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法⁴⁶等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。

- ・これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、令和6年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。
- ・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和3年の義務標準法⁴⁷改正による小学校35人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。
- ・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。
- ・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

○教師の養成・採用・研修の一体的改革

- ・学校教育の成否を左右する教師について、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、教育公務員特例法の改正や「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申を踏まえ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、デジタル技術を活用した研修高度化や、理論と実践の往還を重視した教職課程への転換、教員養成大学・学部・教職大学院の機能強化・高度化を図

⁴⁵ 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

⁴⁶ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

⁴⁷ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

る。また、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進する。特に、教師の人材確保については、教員免許状保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試験の改善、教師の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。

- ・教職員一人一人の能力や業績を適切に評価し、人材育成等に活用する人事評価の実施と、評価結果の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、表彰者自身や他の教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施や指導が不適切な状態に陥らないようにするための研修等のサポート、教職員による児童生徒性暴力等の防止をはじめとした不適切な服務上の問題への厳正な対応、産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策の促進等による適切な人事管理を進める。

○ICT 環境の充実

- ・GIGA スクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICT の利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画⁴⁸の状況を検証しつつ、国策として推進する GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

○地方教育行政の充実

- ・教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。

(高等教育段階)

○教育研究の質向上に向けた基盤の確立

- ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外

⁴⁸ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）に基づく。

部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。

- ・国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置するとともに、改革に取り組む大学への重点支援を行う。国立大学法人については、第4期中期目標期間を通じて、それぞれのミッションの実現・加速化に向けた支援を行うとともに、教育研究活動の実績・成果等の客観的な指標に基づく配分により改革インセンティブの向上を図る。私立大学等については、今後とも社会の要請と期待に応えるため、幅広いステークホルダーの意見も踏まえた中期的な計画の策定を促進するとともに、私学助成において、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進める。あわせて、多元的な財政基盤の構築を図るため、先進事例の情報発信等を通じて寄附金収入等の民間資金導入を促進する。

○高等教育機関の連携・統合

- ・各地域における大学等への進学者数の将来推計を行い、各高等教育機関が将来の経営戦略を立てる参考とするよう促すとともに、高等教育全体の規模について検討を進め、必要な施策を講じる。
- ・地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒常的に議論する「地域連携プラットフォーム」の構築や、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る「大学等連携推進法人制度」の活用を促進する。
- ・国公立の枠を超えた連携・統合を円滑に進めるため、教育研究により創出された知の継承を図りつつ、国立大学の一法人複数大学制や、一定の要件の下で複数の大学等での参入も可能な基幹教員制度、学部・学科単位での事業譲渡の円滑化を図る制度の着実な運用など必要な施策を講じる。

【指標】

(初等中等教育段階)

- ・教師の在校等時間の短縮
- ・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合の増加
- ・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の増加
- ・特別免許状の授与件数の増加
- ・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善
- ・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善
- ・小学校・中学校の教員免許状の併有状況の改善
- ・児童生徒1人1台端末水準維持（教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数）

- ・指導者 1 人 1 台端末水準の向上（指導者用コンピュータ 1 台当たりの教員数）
- ・同時接続率を考慮して児童生徒 1 人当たり 2 Mbps 以上など、必要な通信速度を学校規模に応じて確保できている学校の割合の増加
- ・1 人 1 台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加
- ・ICT 機器を活用した授業頻度の増加（再掲）
- ・ICT 支援員の配置人数の増加

（高等教育段階）

- ・大学における外部資金獲得状況の改善
- ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加
- ・大学間連携に取り組む大学数の増加

目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。

【基本施策】

○教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・3 歳から 5 歳までの子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を引き続き実施する。
- ・義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。
- ・後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。
- ・給付型奨学金と授業料減免を併せて行う高等教育の修学支援新制度について、対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に対象を拡大するとともに、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、貸与型奨学金の減額返還制度を見直すほか、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入⁴⁹に向けた更なる検討など、高等教育における経済的支援の充実を図る。特に、高等教育の修学支援新制度については、

⁴⁹ 注釈 35 に同じ。

初等中等教育段階の進路指導担当者や保護者等に周知を図り、制度の活用を促進する。

○へき地や過疎地域等における学びの支援

- ・スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。
- ・デジタルを活用して全国どこでも、子供たちが充実した教育を受けられるよう、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を支援するほか、高等学校ネットワークを用いた生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実など、遠隔教育の推進に取り組む。また、地域との協働を通じた高等学校の特色化・魅力化や地域をフィールドとした教育活動の充実を促進する。
- ・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。（目標 7 の再掲）
- ・学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育 9 年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度の活用、小中一貫教育における教育課程特例の活用、小学校高学年における教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図る。

○災害時における学びの支援

- ・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

【指標】

- ・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・住民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設等の子供の大学等進学率の改善
- ・1 年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・全学生数等に占める 1 年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・大学間連携に取り組む大学数の増加（再掲）
- ・ICT 機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加
- ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加

目標 1 4 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

NPO や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

【基本施策】

○NPO との連携

- ・フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施する。

○企業等との連携

- ・地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進する。その際、体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトの構築や体験活動の地域における推進体制の構築に取り組む。
- ・学校が地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動、就業体験活動（インターシップ）の普及促進を図る。
- ・リカレント教育の体制構築や教育プログラム開発等において、企業や地方公共団体等との連携促進を図る。

○スポーツ・文化芸術団体との連携

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

○医療・保健機関との連携

- ・関係府省が連携し、教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

○福祉機関との連携

- ・児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、地方公共団体のニーズに応じた配置充実を行う。福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進する。

○警察・司法との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応の徹底を図る。
- ・学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題について、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらえることができるよう、教育行政に係る法務相談体制の構築を図る。

○関係省庁との連携

- ・教育政策の推進に当たり、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、医療・保健政策、労働政策、租税政策、金融政策など他分野の政策との連携を図り、国においては関係府省庁間、地方公共団体においては教育委員会と首長部局等との連携を推進する。

【指標】

- ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加（再掲）
- ・職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加
- ・都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況の改善

目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】

○学校施設の整備

- ・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）や水害対策等を図る。国立大学等については、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防

止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

○学校における教材等の充実

- ・義務教育諸学校における教材整備計画等に基づく教材の整備を推進する。
- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公共図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図る。

○私立学校の教育研究基盤の整備

- ・私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。
- ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進を図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
- ・各学校法人が、建学の精神を踏まえつつ、自律的なガバナンスの強化に取り組むとともに、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確かな経営判断を行うことができるよう、必要な情報提供・経営相談・経営指導を強化する。また、経営上の課題を抱える学校法人については、経営改善のための指導を行うとともに、経営改善が見込まれず、学生保護の観点から必要な場合には、他法人との合併や撤退等を含む早期の適切な経営判断が行われるよう指導を徹底する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

○文教施設の官民連携

- ・学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行う。

○学校安全の推進

- ・児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、学校における安全管理の取組を進める。
- ・災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化などの、教育環境の確

保に取り組む。あわせて、防災教育の充実を図る。

【指標】

- ・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上
- ・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加（再掲）
- ・学校法人における外部資金獲得状況の改善
- ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少
- ・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

目標 16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

教育振興基本計画の策定・フォローアップにおいて、子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画への反映を行うなど、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進する。

【基本施策】

○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

- ・国や地方公共団体における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係地方公共団体（首長部局及び教育委員会）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のある PDCA サイクルを確立する。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図る。

【指標】

- ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善